

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急事態宣言解除後における 医療法人桜希会 面会制限の継続について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する大阪府の緊急事態宣言は5月23日に解除されましたが、当法人では一部制限緩和を行います
が、引き続き「面会制限」を継続いたします。

「面会制限」させていただく理由は、下記のとおりです。

- 病院・施設には免疫力が低下しているなど、易感染状態にある患者様・利用者様が入院・入居されており、すべての患者様・利用者様を感染症から守る必要があること
- 緊急事態宣言解除は新型コロナウイルス感染症終息宣言ではなく、今後も、第2波、第3波の可能性があり、当院の診療機能を低下させることなく、医療・介護体制を確保しておく必要があること

病棟・施設内に入出入りする人数と時間を最小限にし、接触の機会を減らすことが感染リスクの低減につながります。

「面会制限」を継続するにあたり、各病院施設での対応につきましてはそれぞれの機能特性から施設・病院毎での対応を実施いたします。

対応につきましては、各病院・施設のホームページを確認いただくか、施設病院までお問合せ頂きますよう宜しくお願い致します。

医療法人桜希会 理事長 石田 勲